

# 岐阜県公報

号外 平成二十六年四月一日

目 次

訓 令 甲

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

(道路維持課)

ページ  
一

岐阜県訓令甲第二十号

各現地機関  
中一般

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のようにて定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 筆

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程(昭和五十一年岐阜県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第一中「契約係の係長並びに施設管理係の技術課長補佐、係長、主査、技術主査、主任、主任技師、主事及び技師」を「並びに契約係の係長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年四月一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社